

福島特別プロジェクトセッション

福島復興・再生に向けてー福島特別プロジェクトの活動ー

For the recovery and regeneration of Fukushima
- Activities of Fukushima Support Project –

福島県における環境回復と福島環境創造センターの取組

Environmental remediation in Fukushima and activities of Fukushima Prefectural Centre for Environmental Creation

* 上梓 治男

福島県環境創造センター

1. 福島県における環境回復

2011 年 3 月に発生した、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散に伴い、福島県をはじめとし、広範囲にわたる地域が汚染された。これによる環境汚染からの回復のため、放射性物質汚染対処特措法に基づき、生活圏を中心とした除染が行われている。福島県内における除染は、図 1 のとおり、国が除染実施計画を策定し除染事業を進める地域（除染特別地域）と、市町村が除染実施計画を策定し除染事業を進める地域（汚染状況重点調査地域）で実施されてきた。面的除染については除染特別地域内の帰還困難区域を除き、2018 年 3 月までに全てが終了している。

帰還困難区域では、6 町村の一部地域が特定復興再生拠点区域として定められており、避難指示解除を目指し、除染や家屋解体などの環境再生事業がインフラ整備と一体的に進められている。このうち、双葉町・大熊町・葛尾村の特定復興再生拠点区域では避難指示が解除されている（2023 年 1 月 30 日時点）。

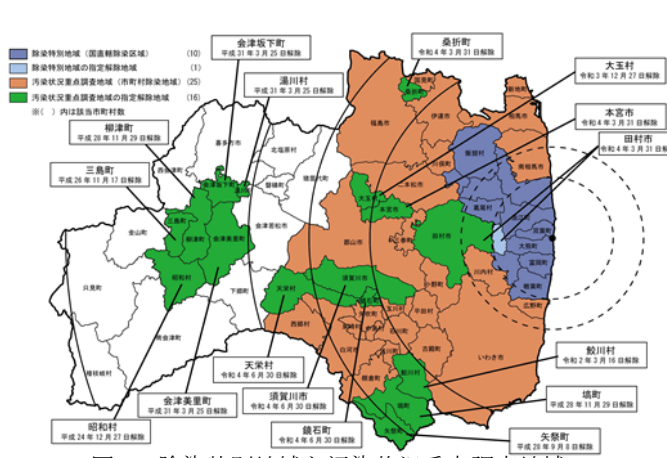


図1 除染特別地域と汚染状況重点調査地域
(福島県ホームページより引用)

2. 福島県環境創造センターの活動

環境創造センターは、放射性物質によって汚染された環境の回復・創造に取り組むための調査研究・情報発信・教育等を行う拠点施設として、国のサポートのもと、2015年に福島県が設置した(図2)。当センターは、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構・国立研究開発法人国立環境研究・福島県の3者で形成され、緊密に連携・協力して調査研究等に取り組んでいる。

当センターは、10年間（2015年度～2024年度）の事業方針として「環境創造センター中長期取組方針」を定め、それに基づき「モニタリング」「調査研究」「情報収集・発信」「教育・研究・交流」の4事業を実施している。このうち、調査研究については、「放射線計測」「除染・廃棄物」「環境動態」「環境創造」の4部門で、福島県の環境回復や県民が将来にわたり安心して暮らせる美しく豊かな環境の創造に向けて取り組んでいる。



図2 福島県環境創造センター



図2 福島県環境創造センター

*Haruo Uemuro

Fukushima Prefectural Centre for Environmental Creation